

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇訓 令 文書の左横書きの実施に関する規程の一部を改正する訓令 (総務課)

鳥取県職員勤務評定規程を廃止する訓令 (人事課)

◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるもの (保険課)

国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるもの ()

飼料の試験の結果の概要 (畜産課)

土地改良区の役員就退任 (農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可 ()

基本測量の終了 (管理課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

平成六年三月鳥取県訓令第三号中訂正

◇正 誤

訓 令

鳥取県訓令第五号

文書の左横書きの実施に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

文書の左横書きの実施に関する規程の一部を改正する訓令

文書の左横書きの実施に関する規程 (昭和三十八年二月鳥取県訓令第一号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「もの」の下に「横書きとすることが適当と認められるものを除く。」を加える。

附 則

この訓令は、平成六年十月一日から施行する。

鳥取県訓令第六号

鳥取県職員勤務評定規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程を廃止する訓令

鳥取県職員勤務評定規程 (昭和五十年十月鳥取県訓令第四号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成六年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百六十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があったものとみなされる年月日
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一七八―三	平成六年七月一日
うえた歯科	鳥取市江津三七五―四	平成六年八月一日
医療法人須山医院	米子市石井一〇七八	〃
医療法人社団石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一―二四	〃
医療法人社団小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三―七	〃
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目二五六―一	平成六年九月一日
岩本医院	米子市尾高三〇四〇―五	〃

大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長二九〇―七
米原歯科クリニック	米子市米原八丁目一―三八

鳥取県告示第六百六十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
加 地 喜美代	鳥国薬第九〇〇号	平成六年七月二十六日
二五田 智代	鳥国薬第九〇一号	平成六年七月二十八日
川 崎 孝之	鳥国薬第九〇二号	平成六年八月一日

鳥取県告示第六百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成六年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
宮崎県日向市 株式会社科学飼料研究所日向工場	東伯郡大栄町大字 由良宿1638	くみあい標準配合飼料 ウルトラミルクすこやか	平成6年7月	21.9	5.2	0.6	5.9	0.93	0.77	10.8	
		くみあい養豚用配合飼料 ウルトラAげんき細粒	〃	19.1	4.9	1.5	5.3	0.99	0.72	11.6	
岡山県倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社水島工場	大栄町農業協同組合 農産資材課	くみあい養豚用配合飼料 ウルトラBペレット	平成6年8月	16.0	3.9	2.3	4.0	0.62	0.51	11.6	
		㊦くみあい配合飼料 コーズエッグ	〃	17.9	4.7	2.9	11.9	3.75	0.64	10.9	
神戸市 西日本くみあい飼料株式会社神戸工場	東伯郡東伯町大字 中尾93-3 東伯町農業協同組合 東伯チキンセンター	フェザーミール	〃	81.1	12.0	—	1.5	0.23	0.19	7.8	
		イトーチュエーニユール ルクハローA	平成6年7月	22.3	6.3	0.3	5.8	1.01	0.77	10.6	
岡山県玉野市 加藤製油株式会社岡山工場	兵庫県姫路市 伊藤忠飼料株式会社姫路工場	イトーチュエーニユール ローB	平成6年8月	18.0	6.1	1.8	4.5	0.78	0.62	11.5	
		脱脂大豆	〃	46.1	0.6	5.0	6.1	0.29	0.69	11.1	

神戸市 全国酪農業協同 組合連合会関西 飼料工場	東伯郡東伯町大字 保 3 7 大山乳業農業協同 組合	全酪育成前期	〃	19.2	3.3	4.5	6.4	0.94	0.73	12.3	
		ミルクバランサー 25	〃	26.8	3.5	2.6	5.9	1.14	1.00	11.4	
		④全酪 2 号ペレット	〃	17.4	2.6	5.8	6.1	0.93	0.64	11.8	
		全酪新チャンピオン	平成 6年 7月	17.9	2.9	4.3	5.2	0.72	0.52	11.6	

注 1. 飼料の名称の欄中「④」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 4 条第 1 項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第六百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉田 堅 一 西伯郡大山町豊房二五五三
 〃 行 天 孝 西伯郡大山町豊房二六八〇
 〃 井 上 猛 西伯郡大山町豊房二五六一

就任した役員の氏名及び住所

〃 井 上 静 雄 西伯郡大山町豊房二五〇七
 〃 岡 村 守 雄 西伯郡大山町豊房二四五六
 〃 登 倉 寿 一 西伯郡中山町殿河内一〇七五
 〃 西 山 敏 夫 西伯郡中山町高橋一四六九
 監事 鉦谷 安 範 西伯郡大山町豊房二七三八
 〃 森 近 計 雄 西伯郡大山町豊房二四三三
 〃 近 藤 正 幸 西伯郡中山町松河原一八八四
 平成六年八月十一日退任

理事 吉田 堅 一 西伯郡大山町豊房二五五三
 〃 行 天 孝 西伯郡大山町豊房二六八〇

〃 井上 猛 西伯郡大山町豊房二五六一
 〃 井上 静雄 西伯郡大山町豊房二五〇七
 〃 岡村 守雄 西伯郡大山町豊房二四五六
 〃 登倉 寿一 西伯郡中山町殿河内一〇七五
 〃 西山 敏夫 西伯郡中山町高橋一四六九
 監事 鈺谷 安範 西伯郡大山町豊房二七三八
 〃 来嶋 仁志 西伯郡大山町豊房二五九八
 〃 近藤 正幸 西伯郡中山町松河原一八八四
 平成六年八月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を平成六年九月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（GPS観測局設置）

二 作業地域 岩美郡岩美町及び東伯郡東伯町
 三 終了年月日 平成六年八月三十一日

鳥取県告示第六百七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年五月三十日 鳥取県指令受郡土維八第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡家町大字郡家字下田井上分及び字下田井下分並びに大字池田字棟塚

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

正

誤

平成六年三月鳥取県訓令第二号（許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁二十三

保安林の指定又は解除
大臣権限に係るもの

2 知事権限に係るもの

一〇〇日
に關係市
町村長の
意見聴取
及び審議
会の諮問
答申に要
する日数
を加えた
日数（予
定告示ま
で）

保安林の指定又は解除
大臣権限に係るもの

2 知事権限に係るもの

一〇〇日
に關係市
町村長の
意見聴取
及び審議
会の諮問
答申に要
する日数
を加えた
日数（予
定告示ま
で）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】